

地下掘削工事を行う施工者のみなさまへ

札幌市生活環境の確保に関する条例
地下掘削工事に関する規定
(条例第117条～第120条関係)

札幌市生活環境の確保に関する条例では、一定規模以上の地下掘削工事を行う施工者に対して、工事の届出、地下水のゆう出量等の報告を義務づけています。

1 目的

この規定の目的は、事業者が、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときに必要な措置を講じることによって、当該工事が周辺の地盤又は地下水位に影響を及ぼさないようにするためのものです。

2 届出の対象となる工事

届出の対象となる地下掘削工事は、次のとおりです。ただし、ボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる工事は除きます。

- (1) 地表を掘削する工事で掘削する面積が1,000平方メートル以上の掘削工事
- (2) 地中を掘削する工事で掘削する土の体積が1,000立方メートル以上の掘削工事

(1)は、開削工事等が該当し、(2)では、トンネル工事等が該当します。

3 地下掘削工事届

上記2に該当する地下掘削工事の施工者は、次の事項を記載した「地下掘削工事届」を届け出なければなりません。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 地下掘削工事の場所
- (3) 掘削する面積及び掘削する深さ
- (4) 地下掘削工事の方法
- (5) その他規則で定める事項
 - ・ 工事の目的、工期等の工事の概要
 - ・ 掘削する土の体積(2(2)の掘削工事に限る。)
 - ・ 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位
 - ・ 予想されるゆう出水の量及びその処理方法
 - ・ 工事場所の周辺の地盤及び地下水位への影響を低減するための方法

なお、条例の規定はありませんが、ゆう出水を公共水域へ放流する場合は、別途放流水質についての協議が必要となります。

また、届出には次の地下掘削工事の場所を示す図面・書類を添付しなければなりません。

- (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
- (2) 掘削平面図及び掘削断面図
- (3) ゆう出水の処理の系統を示す図面

4 地下水のゆう出水の報告

上記3により届出をした施工者は、地下水のゆう出量等、次の事項を報告しなければなりません。なお、報告は、地下掘削工事の期間中、前月分の内容について毎月10日まで提出してください。

- (1) 地下水のゆう出量又は排水量
- (2) 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位並びにその変動量並びにその測定日

5 地下掘削工事にかかる指導

地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響が出ると予想されるときは、その影響ができるだけ小さくなるよう、当該地下掘削工事の施工者に対し、地下掘削工事の方法について、本市が必要な指導をすることがあります。

6 その他

(1) 施行期日

本条例は、平成15年2月26日より施行されます。

(2) 届出用紙

届出用紙等については、下記までご請求ください。

なお、インターネットホームページでもダウンロードできます。

(<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/todokede/suishitsu/index.html>)



届出・お問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課水質係

札幌市中央区北1条西2丁目（市庁舎12階南側）

TEL 011(211)2882